

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項	長期優良住宅建築等計画の認定	建築指導課

標準処理期間は、申請書に登録住宅性能評価機関が基準に適合すると認定した証明書が添付されている場合は7日とし、それ以外は45日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。